

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.1 (1963. 1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630101--001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630101--001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会

# 三田學會雜誌

1963年 1月号

昭和38年  
昭和38年2月10日  
昭和38年2月13日  
昭和38年2月14日  
昭和38年2月15日  
昭和38年2月16日  
昭和38年2月17日  
昭和38年2月18日  
昭和38年2月19日  
昭和38年2月20日  
昭和38年2月21日  
昭和38年2月22日  
昭和38年2月23日  
昭和38年2月24日  
昭和38年2月25日  
昭和38年2月26日  
昭和38年2月27日  
昭和38年2月28日  
昭和38年2月29日  
昭和38年3月1日  
昭和38年3月2日  
昭和38年3月3日  
昭和38年3月4日  
昭和38年3月5日  
昭和38年3月6日  
昭和38年3月7日  
昭和38年3月8日  
昭和38年3月9日  
昭和38年3月10日  
昭和38年3月11日  
昭和38年3月12日  
昭和38年3月13日  
昭和38年3月14日  
昭和38年3月15日  
昭和38年3月16日  
昭和38年3月17日  
昭和38年3月18日  
昭和38年3月19日  
昭和38年3月20日  
昭和38年3月21日  
昭和38年3月22日  
昭和38年3月23日  
昭和38年3月24日  
昭和38年3月25日  
昭和38年3月26日  
昭和38年3月27日  
昭和38年3月28日  
昭和38年3月29日  
昭和38年3月30日  
昭和38年3月31日

## 論 説

Manor と Grundherrschaft.....宇尾野 久 1

アメリカ中西部における小作制.....岡 田 泰 男 23

——十九世紀後半・イリノイ州の例——

## 資 料

離島からの出稼と地域社会への影響.....西 川 俊 作 44

## 研究ノート

資本係数と分配率の趨勢変動.....加 藤 寛 美 66  
丸 尾 直 美

## 書 評

池 田 清 著

「政治家の未来像

——ジョセフ・チェムバレンとケア・ハーデイ」...飯 田 鼎 80

## 新刊紹介

56 卷 1 号

新刊紹介

加藤 寛 共著 丸尾直美	『現代経済政策の理論 ——成長・安定・平等——』	富田重夫	85
鱒田豊之著	『封建支配の成立と村落共同体』	渡辺國廣	85
J・モリニエ著 坂本慶一訳	『フランス経済理論の発展』	松浦保	86
ジャン・ゴットマン著	『メガロポリス』	高橋潤二郎	88
福地崇生著	『計量経済学入門』	西川俊作	89

Manor への Grundherrschaft

宇尾野久

序

William the Conqueror(1066)によつて一つの統一的封建国家に形成されたイギリスの封建社会は、端的に terra regis 又は geldum regis 等にみられるように何よりもまず ligetas の性格をもつたものとしてあらわれてくる。封建制度が本来 地方分散的な封建諸侯による領国形成と云つた性格をもつものとする<sup>(1)</sup>と封建国家がいわばそのような封建的分散性に逆行する ligetas の強化、ein nationales Imperium の考<sup>(1)</sup>の発生、das Volksgericht の存続<sup>(2)</sup>と云うことは、言葉の矛盾ではあるが、王権の強力なイギリスにおいてもまた封建社会の展開過程における国家化と封建化の競合が大陸と共通な性格としてあらわれてくる。(Verstaatung……Heinrich Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 4.)

しかしイギリス封建制度のいわば国制的な面を示す “public record” 又は「イギリスの行政史の真の出発点<sup>(3)</sup>」としての Domesday Book はそのような問題について大陸とは異なつた面を示している。

大陸における私有聖堂 (Eigenkirchen) の制度、王の所有としてあらわれる司教区、マルク共同体の手にあるゲノッセンシャ

Manor への Grundherrschaft